

令和元年台風第19号で被災された方へのお知らせ

令和元年台風第19号で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
今回被災された方につきまして、次のとおり下水道使用料の減免を行います。

1 下水道の種類

下水道使用料とは、次の3つの使用料のことをいいます。

- 公共下水道使用料
- 農業集落排水処理施設使用料
- 市設置高度処理型浄化槽使用料

2 減免の対象

台風第19号により本市にあるお住いの家屋(住家といいます。)が被災し、罹災証明書の発行を受けた方

3 減免の内容

被災された方の被災後の生活支援を目的としているため、被災後に生活している場所の下水道使用料について減免いたします。

減免額については、次のとおりです。

(1) 被災した住家での生活が続けられず、応急住宅など他の住家での生活を余儀なくされている場合は、全額減免いたします。

ただし、親族や知人の家で間借りしているなど、被災された方が下水道使用料の納入義務者でない場合は、基本使用料分の減免とさせていただきます。

(2) 被災した住家で生活を続けている場合は、基本使用料分を減免いたします。

4 減免を行う期間

申請書を受領した日を含む月分から12か月に相当する期間を減免いたします。

5 減免の手続

減免を受けたい場合は申請が必要です。減免申請書に必要事項を記入の上、罹災証明書の写しを添えて下水道料金課に申請ください。

申請書はホームページから印刷できるほか、ご連絡いただければ郵送させていただきます。

申請のために窓口に来られる場合は、平日の8時30分から17時までが開庁時間となっておりますので、御注意ください。なお、郵送でもお受けできます。

6 受付期間

令和2年10月12日(月)まで(郵送の場合は必着)

7 その他

- (1) 減免期間中に相模原市内でお引越しをされ、新しいお住まいで減免を受けたい場合は、再度申請が必要です。事前に下水道料金課までご連絡ください。
- (2) この減免のほか、被災した家屋の清掃・洗浄等で使用した水量分につきましては、下水道使用料の減額を行える場合があります。詳しくは下水道料金課までお問い合わせください。

(お問合せ先)

公共下水道使用料に関すること

下水道料金課料金第1班 042-769-8376

農業集落排水処理施設使用料、市設置高度処理型浄化槽使用料に関すること

下水道料金課料金第2班 042-769-8268